

若狭太良莊に於ける鑄鐘に就いて

赤松俊秀

鑄物師に關する研究が中世經濟史に於いて特に重要な意味を有するのは、その擡頭が、中世の經濟を著しく特色づけてゐるところの職人の獨立のうちでも、最も顯著であつた事實に基くのである。然るに現實的にはその活動を如實に示す好個の史料は極めて乏しく、殊に地方莊園居住の大多數の鑄匠に就いては猶更その歎を深くするの實情にある。

今茲に紹介せんとする文安三年の東寺領若狭太良莊に於ける鑄鐘に關する史料は、そのうちに在つても比較的纏つた記述を有し、殊にその當時若狭一國の鑄匠の員數、生産能力、功賃、營業の形態及び精神生活に關し興趣ある事實を傳へてゐる點に於いて注意すべきものを持つてゐる。これらの諸事實は中世の鑄物師を考察する際

の基礎をなすものであるが、中心となる史料に年時及び莊名の記述がなかつたがためか、從來これらの史料は殆んど顧みられなかつたのである。それは亦一面にこの史料が東寺百合文書の片假名の部に收められてゐて容易に見られない事實にも基くのであらう。依つてこゝにその全文を掲記して今後の研究に資すると共に、能ふかぎりの解説をなしてその内容を明瞭ならしめんとする次第である。

二

東寺は康暦元年に御影堂の燒失、永享八年には五重塔の雷災があり、共に直ちに再建修理せられたが、伽藍全般の修造のため、文安元年五月二十一日に修造の官符が下り、全國の弘法大師の門徒に對し最少分人別百文の勸進が認められるに至つた^①。東寺に於ては直ちに大勸進を

定め、武家諸大名を始として廣く寄附を募ることとなつた。²⁾しかるに諸國の勸進は單に官符のみにては實行し得ず、守護の奉書が各々に必要であつたためその交渉に時間を要し、翌二年五月の廻國に都合のよい時節に至つても、猶準備が完了しなかつた。大勸進として遍歴の命を受けたのは正覺院の寶榮と名乗る僧であつたが、この僧は特に若狹に特に知己が多かつたと見え、守護の奉書を督促すると共に、若狹國は守護武田氏の奉書がなくてはいけないが、奉書さへあればこの國の勸進は安きことであつて、自己がゐなくてもよいと東寺に申してゐるのが注意せられる。³⁾越前の守護の奉書は六月に至つて調つたものの如く、寶榮は七月二日に出足四日に越前の府中に着き、守護斯波家の内者の池田、一井の兩人に面會して、奉書を提示して勸進に就いての諒解を求め協力を要望した。守護代の兩人は五日付にて直ちに勸進に關して繪旨、御教書、奉書が出されてゐることを國內一般に告知する廻文を出したが、寶榮に對し案内者を出すことは、奉書に記載してゐないからの理由にて守護代は嚴重に拒絶し

た。然るに事實に於いて案内者がなくては如何に廻文を持つて東寺の末寺を歴訪しても、廻文を請取るところもなく、募財は全く不可能であつたのである。依つて寶榮は東寺に對して至急案内者に就いての、越前を始め追つて廻國の能登・越中等の守護の折紙を申調へるやうにと申送つたのであるが、⁴⁾このことは當時の守護統制がかなり強力であり、宗派の本末關係の如きはそれに比して取るに足らないものであつたことを示してゐる興趣が深い。随つて奉加勸進に於いて最大の支出は實に守護方に對する禮錢であつた。⁵⁾

案内者に就いての其後の折衝經過は明らかではないが七月二十五日には寶榮は豊原寺にて奉加三〇貫文を受取り、割符にて東寺に進上してゐる。⁶⁾その後寶榮は恐らく能登越中を廻國して十月になつて始めて若狹に入つたものらしく、十五日より所願成就を祈らなうがためにか聖天供を始行したところ、三日目に太良莊の大工の行信と云ふ者が、寺家修造のことを聞き御影堂の鐘を鑄立てて寄進したいと云つてゐる噂を耳にして、十九日にその宿

所を訪れてその眞意を糺し、廿六日に一部始作を東寺に報告した。③ 大工の云ふところは、鐘を一口下されたならば、それを地金として新鐘を鑄造して進上し、改鑄に要する加金などは全部自分で買求め、一錢も給はらなくてよいと云ふのである。依つて寶榮は東寺在來の梵鐘のうち可然ものの重量を計り、馬借に託して太良莊へ送らんことを求めたが、併せて口徑の指定を要求もしし都合次第に依つては受取のために太良莊より馬借を出すべき旨を通じた。

この報に接して東寺は直ちに寄進を受領するに決し、口徑二尺六寸と指定して來た。それに對し十一月六日に寶榮は更に一書を東寺に送つたが、これは詳密を盡したもので、注目すべきものである。それに依ると寶榮が最初大工に話した時、鐘の口徑は一尺八九寸位と云つたのであるが、大工の見るところでは、その大きさにては地金を全部支給されても、改鑄の功料のみにて五十貫文餘りを要する。二尺となれば六七八貫、二尺以上口徑一寸を増す毎に貳拾貫文宛増加するのであつて、東寺の指

定する二尺六寸の鐘では二尺を超過するの分のみにて工賃百貫文をこえる。殊に二尺までの鐘は細工所一個所にて出來するが、二尺以上になれば細工所は二個所となり、これを監督する大工も二人必要となる。然るに若狭國にては當時細工所は一個所、大工は一人しかゐらないから、若し二尺以上の鐘を鑄るとなれば他國の大工を備はなければならず、大儀なこととなる。行信自身は微力なものでありながら、このことを發願したのは大師の御恩を忝く思ふ報謝の一念からであり、二尺六寸と云ふ大鐘の鑄造は如何ともし難いが、二尺の鐘なら充分に注意してそのことに當りたいと希望してゐる。東寺がかゝる大口徑の梵鐘を要求したのは、從來のものが小さくて外境まで聞えないとの理由に基くのであるが、寶榮の意見では音響の到達距離は必ずしも口徑の大小に依るのではなくて、その出來榮に左右せられることが大であり、行信の申す功賃はこの大工が在々所々の鐘を鑄てゐるのに徴して偽りはないので、細工所、大工の都合を考へて口徑二尺の鐘にて満足せられたいと要望した。但し時既に十

一月であつて早くも降雪の季節となり土も凍るので、大事の鑄鐘には思はしくなく、來年になつて着工したいと大工の意見もあり、又一方當時國中には徳政に及ぶ不穩な形勢が看取されたので、寶榮は地金の送付を一時差控へられたいと申添へた。

其後の口徑の折衝が如何に落着したかは明らかではないが、地金が到着した時日も不明である。併し寶榮はその到着後一書を東寺に送つて鑄造の際の祝儀其他の細かいことにつき意見を申述べたが、それも月日の記載を缺いた案の如きものが残されてゐるのみである。それに依ると鑄造着手の際は酒を出すべきか否かの問題があるが、大工は願主でもあるから出さなくても不足は云はないであらうし、その手下のものとかくは申さないであらうが、手下の者は勞務に携はることであり、かゝることは祝ふべきことでもあるので、寶榮としては東寺として支出すべきものと思ふ。料足としては一貫文もあれば充分であるから、支出してもよいと認めるならば京都より送金せられたいと要望してゐる。又東寺より大工行信に對し感

著狭太良莊に於ける鑄鐘に就いて

狀を下されんことを求め、その案文を自ら起草して提示してゐる。更に鑄造が完成した際の京への運搬に就いて寶榮の意見では、太良莊に運搬させる場合には東寺としては餘程強硬に命令しなければ受諾しないとの見込を持ち、京都まで運搬せよと命ぜられても恐らく今津までしか送らないであらうと考へてゐる。併し今津より大津までは舟運の便があるから比較的安全に到着するであらう。太良莊に運搬を仰付ける際には鄭重なる文面にせられたいと細い注意を與へてゐるが、これらの記述に依つても莊園内の雰圍氣が察せられる。

それから文安三年の春の間には何等史料を見出さないが、それは鑄造が最適の夏季まで延期せられたためである。四月になると東寺より太良莊に對し梵鐘の運搬に關し示達があつたと見え、二十七日に太良莊百姓として東寺惣公文所に宛てその回答を寄せてゐる。それに依ると百姓として鐘持人夫を出すことは容易なことであるが、耕作に従ふ夏中では困ると云ふのにあるが、それに對する東寺側の返事は明らかではない。しかし五月になつて

からは愈々工事に着手し、準備萬端成つて二十一日に完成した。次いで廿六日に行信はその旨を東寺に報じ、無事その功が成つたのは東寺の祈念に依れるものと厚く感謝の意を表した。行信は猶その書狀に完成した鐘は自身が付添ひ東寺に参上すべきではあるが、若者を附して進上すべく、詳細は正覺院寶榮より申されることと思ふと云つてゐるが、寶榮の書狀は稍遅れて六月七日に發せられた。延引した故か寶榮は鑄鐘の出来はその前日六月六日なりとし、見事なる出来榮であるから早く上使を下して召上げらるべく、運搬の爲には關所の過書を請求されたり可然と報じた。併し實際の運搬は太良莊側の希望に依り遙かに遅れて十月頃に行はれ、五十人の人夫にて今津まで運びそこよりは最初寶榮が考へた如く船にて大津へ運送し京都に入つたものと思はれる。今津より京都までの詳細に就いては徵すべき史料は見當らないが、太良莊より今津までの運賃は人夫五十人にて五貫文を要し、惣庄として一時立替支出したところ、東寺はそれのみか京都までの運賃をも含めて庄の負擔とせよと命じた

ので、太良莊から訴願の申狀が十一月に出された。

三

このことにつき現在私の蒐集した史料はこれにて盡きるのであるが、そのうちでも註第八の文書が最も注意されるのである。その記するところを信ずれば當時若狭國にては大工は行信以外になく細工所も一所太良莊に存するのみであつた。しかもその細工所は口径二尺の鐘の鑄造を以つて最大能力となし、工賃は原料を除き二尺にて六十七八貫文であり、それより口径一寸増すごとに二〇貫文の加増と云ふ規定であつた。これらの諸事實よりして先づ明らかになることは、梵鐘を鑄造する大工は尙極めて少かつたことであり、太良莊にこれを見出すのは太良莊が文永の比より既に國衙領として道々細工給をその内に有してゐたことに何等かの因由を有するものと思はれる。簡單なる設備と技術のみにて營業し得る鍛冶の如きものは別として、梵鐘の如き困難なる技術は單に自然的に莊園内に習得されたとは考へられず、國衙を通じて遠く上代までその源泉を辿るべきことを示唆してゐるこ

とは興味深い。次に注目すべきはその生産能力であるが、口徑二尺を以つて最大としたことは、室町時代製作にて現存する梵鐘の平均口徑が坪井良平氏に依つて一尺八寸三分と測定せられてゐることと併せ考へて、當時の通規であつたと見るべく、又二尺六十七八貫文の工賃は寶榮の書狀に行信が諸方の鑄鐘を引受けてゐる際の工賃と比較し不當に非ざることを強調してゐるのに鑑みて、現存の梵鐘の工賃評價の最も有力なる資料をなすものであらう。

最後に最も重要なことは、行信が新しき鐘を鑄造して寄進したのではなく、舊鐘を改鑄して奉加した丈であつて、喜捨の範圍が技術にのみ止まつて原料に及ばなかつたことであり、改鑄でありながら原料たる舊鐘の所在地たる京都に出張せず、馬借の手を借りて原料及び製品を長距離に亙つて運搬したことである。このことは先づ第一に當時原料たる銅が如何に入手困難であつたかを示すと共に、亦鑄造の技術の發達が必ずしも原料地の遠近如何に左右されず、寧ろその傳統的背景の有無如何に依つ

若狭太良莊に於ける鑄鐘に就いて

てゐたかを暗示するものと云へやう。鑄鐘業に於ける業者の定住性は一つには細工所が容易に移動し得なかつた事實に基くのであるが、それを助長したものが一面に間丸馬借の如き專業の運送業者が早くより發達してゐたことであることはこの史料に依り最も明瞭に看取することができる。其故にかゝる運搬機關の完備しなかつた上古のことは暫く措いて、中世の鑄鐘に於いてその存在する寺院の所在地と鑄匠の居住地とが相距ること遠しと云つても、必ずしも鑄匠が出張してその業に従つたと解せられないだらう。

因みに東寺御影堂に現存する梵鐘は、銘に依ると元祿年間のものであつて、行信鑄造のものではない。東寺には猶古鐘が一口現存するが、口徑が三尺を超えてゐるのでこれ亦行信寄進のものではない。折角の寄進もその所在を佚したのは惜みても餘りある次第である。

(昭和十三・九・十五稿了)

註

- ① 東寺執行日記同日、東寺長者補任文安元年條
- ② 東寺百合文書文安元年八月三日細川阿波守奉書寫(ヌー)

若狭太良莊に於ける鑄鐘に就いて

第二十三卷 第四號 八五〇

(二)

③ 東寺百合文書五月廿四日付寶榮書狀(ヌー一一)

先立寺家さまへ狀進上申候之處、委細預御返事候。抑國々奉書事外遅々候。外間實儀不可然候歟。早々に御了簡候て可承候。廻國能時分候。次而若州之奉加事蒙仰候。武田殿之奉書なく候はては不可然候。但此國之奉安事候。奉書たに候は、愚僧是に候はず共に候。以參拜諸事可申上候。恐惶謹言。

五月廿四日

寶榮(花押)

金勝院殿

進上御奉行所

○この年については正確には解らないが④と併せ考へて文安二年とする。

④ 東寺百合文書文安二年七月八日付大勸進寶榮書狀(ヌー一二) 以飛脚申候。

抑越前國今月二日立候て同四日に符中之兩人に對面仕候て、こゝもとのやう申候間、委細聞被開候。聽廻文をしたゝめられ候て給候。彼廻文之案文うつし進之候。同案内者を可給之由、度々申候處、そへ申へき事は安事にて候へ共、奉書に案内者をそへ申候へと候はず候間、何事も京都之旨に任事にて候間、そつしにばいか、可仕候哉之由被申候間不及方候。一井とのも聽被申候つる。いかに廻文をまわし候共、案内者をそへ候はては、もちい候ましく候由、一寺

へも申付候はぬ以前より被申候つる。其ごとく在々所々申付候へ共廻文をたにも請取仁もなく候。其上は是非之及問答候。其子細重而池田殿にうか、い候へば、早々に御注進候て案内者をそへられ候へとの折紙をめされ候て給候は、安ほとこの事にて候。兩人は無是非不被等閑存候。被入御心候。なに事も此方之公事は奉書之通ならては、沙汰不仕候間、やうかましく候思召候はんすれ共、如此申候。早々に御注進候て御目出度之由被申候。

一、能登越中之奉書之事も此通にて候へく候。いつれの國にても候へ、案内者候はては不可叶候。

一、能登越中之事奉書候はず共、下へき由申て候へ共今のやうに候はんするにば不寄思事候。

一、よきほとにも候は、御いとま御申候てふと御下候て、此方事も御談合候は、可然候。いかにも、早々に彼折紙をめされ候て給候は、御目出度候。爲其以飛脚申候。此趣可有御披露候。

一、此者下糺物御もたせ候べく候。恐々謹言

七月八日

大勸進 寶榮(花押)

寺崎殿御宿所

東寺修造料爲弘法大師門徒之課役、最下之分人別百文宛、其上之事者爲心落可有奉加旨、被成下 繪旨御教書候趣被成奉書可有慇懃之沙汰旨、國中平均可觸申由候也。

文安貳七月五日

池田左衛門尉 在判

一井左衛門尉 在列

⑤ 東寺百合文書寶徳二年二月若狹勸進方下行註文(ヌー三)

東寺百合文書七月廿五日付寶榮書狀(ヌー二)
豐原寺之奉加物參拾貫文之分以割符上進之候。此夫に人を御そへ候て彼在所にて臆裏付をさせられ候て、能々御うけとり候へく候。夫ちんをも是にて壹貫五百文渡進候。可有御心得候。其外少事のこり候。追而可申入候。此分可預御披露候。事々期後信候。恐惶謹言

七月廿五日 東寺大勸進寶榮(花押)

金勝院進上人々御申

⑦ 東寺百合文書十月廿六日付寶榮書狀(ヌー二)
猶々太良庄大工の方へいかにも御感之狀を寺家より御下候は、一入彼仁ありかたく可存候。又借米之事に付候て之狀をも御下候へく候。

應申上候。抑寺家之修造之事聞及候て、御影堂之鐘を鑄立候て寄進可任之由太良庄大工申候。大慶此事候。去捨五日聖天供を始行仕て候へは、三日目に此うわさ聞及候間、五日目、彼大工之宿所へ罷候て談合仕候處、可爲必定之由申候間、且大師入幡之御計、且者彼天之加護と相存候間、今度大願成就之隨相にて候歟と存候。如此之善根にはさわりもある事にて候へは片時も急度候。それに鐘をたに下給候は、其外之くわへかれをはいかほとも入候へ、かい立候て可任之由申候。一錢も給候はて鑄立候て奉加にまいるへき

若狹太良莊に於ける鑄鐘に就いて

由申候。敬信至候。彼大工の方へ寺家より御感之被成書下候者可然候。それにかねを御下候は、それにて御打わり候て、いくら日を計に御かけ候て馬借に御渡候へく候。御返事により候て是より馬借を可進之候。口何尺之鐘と委細可蒙仰候。次而輪旨御教書之事はやめされ候哉。此方之事者皆々用意仕て候。同候は、雪深く候候はぬ以前に罷上へく候。每事期參洛之時候。恐惶敬白

十月廿六日

寶榮(花押)

寶嚴院殿進上人々御申

○この文書が文安二年である確證はない。但し上掲の文書より察すれば恐らく誤がないであらう。

⑧ 東寺百合文書十一月六日付寶榮書狀(ヌー二)

○包紙表

東寺

寶嚴院殿

進上人々御申

正覺院 寶榮

○包紙裏

追而申入候。當國事に付候て雜説共申候。能々示下され候は、畏入候。

○本文

○封

(切封)

以飛脚申上候。抑禁裏様之御惱御平愈天下萬民之悅、取分今度之大願に付大慶此事候。仍官符之事ともかくも可然様

第二十三卷 第四號

八五一

やうに御計あるべく候。申狀之案下給候。拜見仕候。殊勝無申計候。此邊にも被及間方ほうつし取申され候。可爲御高察候。東前寺へも懸て見せ申候へく候。

一、御影堂之鐘之事鑄替申度之由内々申談候處、いかほとこの寸尺にて候やらんとある方に申候間、口一尺八寸九寸も候らんとおほしき由申候間、さやうの通大工間及候て涯分たしなみ申候て願主にも成申候ばやと申候。たとい地金を給候て鑄替申候共口一尺八寸候ば、五十貫文余之奉加とおほしめし候へく候。又口二尺に鑄立候はんするには六十七八貫にならては鑄立申ましく候間、其分の奉加にてあるへく候由申候間其分注進仕候處、御下候寸尺二尺六寸と蒙仰候。口二尺より上は口一寸まし候へば、貳拾貫宛之入目にて候間、六寸まし候はんには既に百貫餘之事にて候間、いか、可仕候哉と申候。大工もさるセ力もなき物にて候へ共、大師之御事かたしげなく存候間、現世後生のために鑄立申候て進上仕候はやの念願にて候處大儀之寸尺を御下御下候。涯分たに候はんするには御下候寸尺之ほとにも鑄立申候て寄進仕度候へ共、無力之事候間不及了簡候之由申候、もとの御鐘少御入候て外境へ御聞なき由被仰候へ共、音聲はあなかりに大小にはよるましく候。時の出き物にて候。二尺之鐘まては細工所一にては仕候。それより一二寸も大に候へば細工所も二、大工も兩人候ばてはかなはぬ事にて候間、當國には細工所も一所大工も一人ならてはなく候間、他國を

やとい候はんするも大儀候。少思召候共口二尺にて候ば、涯分たしなみ申候て鑄替進上申へき由申候。但年内はばや北國は雪もふり候間、土も冰候間おもほしくもあるましく候。よのつねの佛在所之鐘には准候ましく候間、卒爾には鑄申事も不可然候。年明候てかいふんほんそうをいたし申候て鑄立申へき由申候。御大師に立願之御事候間、更に返改は申ましき由申候。さやうにもめされ候ば、可然候。又國中にもさる雜説共此一兩日内々申候間、楚忽に地金なんと御下候ても不可然候間御わり候はぬ以前にと存候て以飛脚申上候。此國にても在々所々の鐘多鑄立申て候。代之事は無其隠候。彼大工も無力之事にて候へ共、能々の志にて候間、さやうにもさせられ候ば、御目出度候。

一、大工之方へ御書下給候間、懸彼方へ遣候。無是非畏入候由申候。(中略)

十一月六日

正覺院寶榮(花押)

寶殿院殿

進上人々御中

⑨ 東寺百合文書 寶榮書狀寫(ヌー—三)

内狀 鐘少之重懸入候へ共和帝二十聖進上候。

一、鐘鑄立候はん時祝之事にて候へば、酒をものませらるへく候哉。大工こそ願主にて候へば、とかくは申ましく候へ共、手の物共骨をも折へき事にて候へば可然候歟。既に大工が願主にて候間手物もとかくの事は申ましく候と存候へ共、

祝言之事候間かやうにもあるべく候歟。さも候は、新屋壺
貫文にても子細はあるましく候歟と存候。如此ば存候へ共
皆々御思案肝要候。可然候に於ては、
料是を御下候へく候。

一、大工の方へ之狀之案文を乍恐進之候。此分にあそばして被
下候ば、可然候歟^{可然候歟}之事は強はんとうさせたりし節にて候

鐘之地金之事正覺院取下され候。近日に鑄立ちるべき由承
候。寺家大慶此事候。大願主之御事候間、御等閑は御入あ
るましく候へ共、末代之御興隆之事に候間、いかにも御結
構候て御寄進候は、悦喜可申之由申せとて候。御祝計五明

一 ほんにてもべ、ほんにても候。被進候。廿五日付申の事は強はんとうさせたりし節にて御取
あるべき由承候。御寄進中。

一、鐘のほり候はん時者太良庄へ堅被仰付候てのほせらるへく
候哉。なをさりに仰下され候は、承引申ましく候。京まで
付送候へと仰られ候へ。さやうに候共いま津までならては
つけ候ましく候。舟にて大津まで付候は、安候へく候と存
候。太良庄へ可被仰にて候は、いかにもれんころに狀を
あそばし候て太良庄へも身の方へも可給候。(中略)

一、官符御教書等之事今月中の事にて候は、内々用意をいた
し申候へく候。去年より今までのひ候間ゆたん仕て候。

○最後の條の官符御教書が修造のことに就いてとすればその次
の年に出たこの文書は文安二年としてよい譯である。

⑩ 東寺百合文書四月廿七日付太良庄百姓申狀(レ——五)
畏申上候。

抑鐘持入夫之事蒙仰候。入夫等事者やすき程之御事にて候へ

若狭太良庄に於ける鑄鐘に就いて

第二十三卷 第四號 八五三

共夏中者計會仕候。國もつまり候て引違なんともなく候間
かうさくなたにも仕かれ候式にて候。五人十人の事にも
あるましく候。頼物之祕計難叶候。以前之御一獻之了簡な
んとも更々方便なく候。秋まで御のへ候て御ふち候は、畏
入可申候。夏中之事者何ともれうげん仕かたく候。以此旨
可然様に御披露候て秋まで御扶持候は、恐惶たるへく候。
恐惶謹言

卯月廿七日

太良庄御百姓等

進上 東寺惣公文所殿

⑪ 東寺百合文書五月廿六日付大工行信書狀(ヌ——一)

追而申上候。今度鐘寺家様依御祈念候て無爲無事出來候
日出度畏入候。

畏申上候。抑西院御突鐘年明候者早々鑄立進上可仕候之處、
于今延引之條不少其恐候。今月廿二日鑄立申候て則進上申候。
涯分たしなみをいたし申候て鑄立申候。尤以參上可申上候
へ共、乍恐若者お相そへ候て進上申候。委細者正覺院より
御注進あるへく候哉。以此旨可然様に預御披露候者畏入候。
恐惶敬白

五月廿六日

大工六郎權守行信(花押)

進上東寺公文所法眼御坊中

⑫ 東寺百合文書六月七日付寶榮書狀(ヌ——二)

ふとの便宜にて候間狀の程恐入候。大工方へも御心得
候て御書を御下候へく候。

若狭太良莊に於ける鐘鐘に就いて

第二十三卷 第四號 八五四

鐘今月六日鑄立申て候。近比よく出來候間、取分御目出度候。早々上使を下御申候てめされ候へく候。關々之事くわ書をめされ候者可然候。慈自是可申入候處、繼なる便宜にて候間申入候。委細者重而可申入候。恐惶敬白

六月七日

寶 榮(花押)

寶嚴院殿

進上人々御中

⑬ 東寺百合文書十一月日付太良庄百姓申狀(ツ——四)

畏申□□(中略)

一、御鐘持運貨車力之事被懸仰候。これより今津まで人夫五十人にてつけ申候。此入目五貫文にて候、爲惣借違候。少者御公平おも申候て一方之利平にも仕候へんと存候處に、結局運貨さゝ蒙仰候。中々不及了簡申候(中略)恐惶敬白

十一月 日

太良庄御百姓等上

進上東寺惣公文所殿まいる